令和２年度　第１回子ども・子育て会議次第

令和２年７月１６日（木）
１３：３０～
会場：保健センター３階大会議室

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　市長挨拶

４　会長・副会長選出

５　確認・報告事項
①子ども・子育て会議について　【資料 1、別紙】
②当市の子ども・子育ての現状について　【資料 2-1、2-2】
③新型コロナウイルス感染症への対応について　【資料 3】

６　議　　題
①令和３年４月開設予定保育施設等の利用定員の
設定に係る意見聴取について　【資料 4】

７　その他
①四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例の周知啓発について
【資料 5-1、5-2、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ】

８　閉　　会

資料１
令和２年度第１回子ども・子育て会議

子ども・子育て会議について

１．設置の経緯

子ども・子育て支援法第７７条
　審議会その他の合議制の機関の設置（努力義務）
　→本市では平成 29 年度まで、「四街道市保健福祉審議会」にて審議
　→平成 30 年度より、子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化、制度や施策等の多岐・複雑化に対応するため、子どもや子育て支援に関する施策について専門的に審議する専門機関を設置　＝四街道市子ども・子育て会議

２．四街道市子ども・子育て会議の概要

①　設置根拠

・四街道市子ども・子育て会議条例（資料１別紙参照）

②　所掌事務（条例第２条）

（１）子ども・子育て支援法第７７条第１項に規定する事務
・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
・特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
・子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議
（２）その他、本市の子ども・子育て施策に関し市長が必要と認める事項

③　組織・委員構成（条例第３条）

・委員１５人以内で組織
（１）学識経験者
（２）保健医療関係団体の推薦を受けた者
（３）児童福祉関係団体の推薦を受けた者
（４）法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（幼稚園・保育所などの従事者）
（５）法第６条第２項に規定する保護者（子どもの保護者）
（６）公募による市民

④　任　期

・令和２年５月１日～令和４年４月３０日の２年間

⑤　会議・部会の運営（条例第７条、第８条）

・会議は会長が招集し、会長が議長となる。
・会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
・会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
・会議は部会を設置することができる。
・部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

⑥　開催予定

・会議は原則として平日の午後に２時間程度開催。回数は年２回程度を予定

資料１別紙
令和２年度第１回子ども・子育て会議

四街道市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、四街道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項各号に規定する事務の処理に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　保健医療関係団体の推薦を受けた者

⑶　児童福祉関係団体の推薦を受けた者

⑷　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑸　法第６条第２項に規定する保護者

⑹　公募による市民

３　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を各１人置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第５条　子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものと

する。

（守秘義務）

第６条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第７条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第８条　会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

３　部会に、その部会に属する委員の互選による部会長を置く。

４　部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

５　第４条第３項及び第７条の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第９条　子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年５月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の規定に基づく委員の委嘱のための手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

資料２－１
令和２年度第１回子ども・子育て会議

本市の子ども・子育ての現状について

１．こどもプラン～第２期子ども・子育て支援事業計画～の概要

①目的

近年の社会環境や家庭環境の変化等に対応し、すべての子どもたちの健やかな成長と子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するための計画として策定（計画期間：令和２年度～６年度）

主な施策は次の通り

・教育・保育の提供（幼稚園・保育所等の整備）
・地域子ども・子育て支援事業（学童の整備、時間外保育の実施等）
→ 量の見込み（想定されるニーズ量）、確保方策（整備数）の設定
・その他の子ども・子育て支援事業　（母子保健の充実、子育て環境の整備等）

②根拠法令、位置づけ

・子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
・次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」
・（子どもの貧困対策推進法に規定される「子供の貧困対策に関する大綱」）

上記及び本市の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連の計画と整合を図る

③基本理念

「すくすく子育ち・地域（みんな）で子育て　四街道」

④重点施策（◎は新規事業）

（１）保育サービスの充実と質の確保

〇教育・保育の提供…量の見込みに合わせた受入定員の拡充
◎幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備…幼児教育に関する専門職員を配置
◎子育て短期支援事業…保護者の疾病時等の一時預かり事業を整備
〇こどもルームの充実…量の見込みに合わせた受入定員の拡充

（２）配慮が必要な子どもや家庭への支援強化

〇利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）…保健センターに専門職を配置
◎子ども家庭総合支援拠点の整備…子ども・妊産婦支援を一体的に担う拠点を整備
◎子どもの貧困対策の推進…庁内横断的な体制を整備

（３）みんなで子どもの成長を支える地域づくり

〇地域と連携した子どもの居場所づくりの推進…地域の子ども食堂等の活動を支援
◎子どもの権利の周知啓発…子どもを含む市民に対して子どもの権利の周知啓発
◎外出しやすい環境の整備…「赤ちゃんの駅」の登録・周知等

資料２－１
令和２年度第１回子ども・子育て会議

２．子ども・子育て施策の推進体制

令和２年４月１日現在（こどもプラン掲載事業等）

- 市長
  - 副市長
    - 危機管理監
      - 危機管理室
    - 経営企画部
      - 政策推進課　市民参加　国際交流　ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽ　男女共同参画
      - 秘書課
      - 財政課
      - 管財課　公共施設整備
      - 契約課
      - 情報推進課
    - 総務部
      - 総務課
      - 自治振興課　防犯パトロール　交通安全　ふるさとまつり
      - 人事課
      - 課税課
      - 収税課
      - 窓口サービス課
    - 福祉サービス部
      - 社会福祉課　子育てサロン　民生・児童委員活動　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ育成
      - 高齢者支援課
      - 障害者支援課　児童発達支援　行動援護・移動支援　保育所等訪問支援　放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ　医療的ニーズへの対応
        - 児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
    - 健康こども部
      - 子育て支援課　こどもプラン　児童手当　児童扶養手当　子ども医療費　子育て情報ﾌﾞｯｸ　児童遊園　児童ｾﾝﾀｰ　ﾌﾟﾚｰﾊﾟｰｸ　ひとり親家庭支援　家庭児童相談
      - 保育課　幼稚園　保育園　認定こども園　こどもルーム　子育てｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ　子育て支援ｾﾝﾀｰ　病児・病後児保育　ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ　時間外保育　一時預かり
        - （中央・千代田保育所）
      - 健康増進課　相談支援　ﾊﾟﾊﾟ・ﾏﾏﾙｰﾑ　乳児家庭全戸訪問　思春期保健　保健推進員活動　健康教育　妊婦・乳幼児健診
      - 国保年金課
    - 環境経済部
      - 環境政策課
      - 廃棄物対策課
      - 産業振興課　育児介護休業制度の普及促進　就労支援　消費者教育
        - 消費生活センター
      - クリーンセンター
    - 都市部
      - 都市計画課　都市公園の整備・再整備・維持管理
      - 土木課　交通安全施設の整備　道路バリアフリー
      - 市街地整備課　道路バリアフリー
      - 建築課　三世代同居・近居支援
    - 上下水道部
      - 経営業務課
      - 水道課
      - 下水道課
  - 会計管理者
    - 会計課
- 教育委員会
  - 教育長
    - 教育部
      - 教育総務課　教育振興基本計画　学校施設の維持管理
      - 学務課　通学区域の設定　学校保健　就学援助　外国にルーツをもつ児童生徒への支援
      - 指導課　学校教育活動への指導助言　就学相談
        - 北部・東部共同調理場　保幼小連携　学校給食の調理配食
        - 教育サポート室　教育相談　いじめ防止対策　長期欠席児童生徒
      - 社会教育課　ＰＴＡ活動支援　家庭教育支援　公民館　放課後子ども教室　芸術・文化振興
        - 市史編さん室
        - 公民館　事業・講座等の開催　子育て教室
      - スポーツ青少年課　青少年健全育成　子ども会活動　スポーツ振興
        - 図書館　図書館資料の貸出　移動図書館車の運行
        - 青少年育成センター　こども110番の家　不審者情報　青少年相談指導
      - 小・中学校

資料２－２
令和2年度第1回子ども・子育て会議

当市の子ども・子育ての現状について
（保育所・幼稚園・こどもルーム整備状況等）

就学前児童傾向

年度	① 学齢前 児童数	② 学齢前 児童数(内外国人)	③ 保育所 児童数	④ 幼稚園 児数	⑤ 保育所 割合 (③/①)	⑥ 幼稚園 割合 (④/①)	学齢前児童数年齢別内訳							備考
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
17年度	4,438	－	641	1,638	14.4	36.9	689	724	731	756	791	747	4,438	
18年度	4,522	－	657	1,639	14.5	36.2	694	738	747	763	770	810	4,522	
19年度	4,483	－	652	1,683	14.5	37.5	669	713	761	776	782	782	4,483	
20年度	4,478	－	625	1,710	14.0	38.2	735	691	725	771	770	786	4,478	
21年度	4,461	－	667	1,665	15.0	37.3	648	758	739	729	794	793	4,461	
22年度	4,446	－	670	1,644	15.1	37.0	672	702	781	749	734	808	4,446	
23年度	4,443	－	767	1,642	17.3	37.0	679	716	727	807	773	741	4,443	
24年度	4,618	－	817	1,682	17.7	36.4	724	715	764	782	833	800	4,618	
25年度	4,728	73	877	1,677	18.5	35.5	718	782	770	783	816	859	4,728	
26年度	4,687	77	907	1,571	19.4	33.5	716	772	793	787	795	824	4,687	
27年度	4,692	90	975	1,516	20.8	32.3	721	748	800	806	802	815	4,692	
28年度	4,734	123	1,027	1,510	21.7	31.9	732	775	771	813	826	817	4,734	
29年度	4,760	141	1,152	1,524	24.2	32.0	682	797	807	806	828	840	4,760	
30年度	4,797	163	1,211	1,509	25.2	31.5	704	735	847	840	828	843	4,797	
31年度	4,867	168	1,339	1,384	27.5	28.4	720	766	774	879	868	860	4,867	
令和2年度	4,882	179	1,351	1,404	27.7	28.8	733	783	796	806	882	882	4,882	

※　学齢前児童数、保育（管内）児童数は4月1日現在、幼稚園児数は5月1日現在の千葉県学校基本調査数値

※　学校基本調査については、市内幼稚園に在籍する園児を調査しており、市外在住園児も含まれる。また、市民で市外幼稚園通園児は含まれない。

市内保育施設等利用状況

※保育施設及び企業主導型はR2.4.1現在、幼稚園施設はR2.5.1現在

	認可等保育施設					企業主導型 ②	幼稚園施設			合計 ①+②+③
	公立 (分園含む)	私立 (駅ﾋﾞﾙ含む)	小規模	認定こども	小計①		私立学校	認定こども	小計③	
施設数	3	15	4	1	23	2	8	1	9	34
認可定員数	269	993	75	36	1,373	78	2,020	176	2,196	3,647
入所状況	236	1,006	64	47	1,353	50	1,404	182	1,586	2,989

認定こども園については、2施設としてカウント

保育所利用等状況

（カッコ内の数値は前年度との増減）

	施設数	定　員	入所状況	待機関係		整備状況
			入所者	入所待ち数	待機児童数	
令和2年4月	23 （＋0）	1373 （＋0）	1346 （＋2）	221 （＋140）	74 （＋74）	
平成31年4月	23 （＋1）	1373 （＋80）	1344 （＋133）	81 （＋12）	0 （－2）	あい・あい保育園四街道駅北口園
平成30年4月	22 （＋4）	1293 （＋101）	1211 （＋59）	69 （＋9）	2 （－22）	①あいあい・めいわ園(60名)　②ミルキーみどり園(19名) ③ピカピカ美しが丘園(19名)　④千葉駅ビル保育園(3名)
平成29年4月	18 （＋3）	1192 （＋160）	1152 （＋125）	60 （－31）	24 （－20）	①あい・あい保育園四街道園(60名)　②ﾐﾙｷｰﾎｰﾑもねの里(60名) ③かるがも保育園四街道園(60名) ※さつき保育定員減(120⇒100)
平成28年4月	15 （＋3）	1032 （＋97）	1027 （＋52）	91 （＋3）	44 （－28）	①まちの保育園成山（60名） ②まちの保育園駅前（18名） ③ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ四街道園(19名)
平成27年4月	12 （＋1）	935 （＋63）	975 （＋68）	88 （－3）	72 （＋16）	①ﾃﾝﾀﾞｰﾗﾋﾞﾝ保育園わらび（60名） ②たけのこ保育園（33名⇒36名）
平成26年4月	11 （＋1）	872 （＋60）	907 （＋30）	91 （＋19）	56 （＋20）	ミルキーホーム四街道園（60名）
平成25年4月	10 （＋1）	812 （＋60）	877 （＋60）	72 （－1）	36 （－3）	ココファン・ナーサリーもねの里（60名）
平成24年4月	9 （±0）	752 （±0）	817 （＋50）	73 （＋14）	39 （＋15）	
平成23年4月	9 （＋2）	752 （＋123）	767 （＋97）	59 （＋7）	24 （－23）	①ゆうゆう保育園（90名） ②たけのこ保育園（33名）
平成22年4月	7 （±0）	629 （±0）	670 （＋3）	52 （＋33）	47 （＋28）	
平成21年4月	7	629	667	19	19	

市内施設入所者数に管外受託（数名）は含めていない

上記表の人数に含めていない管外委託（例年50数名）が存在している

保育所施設一覧

No.	区分	保育所（園）名	開設年月日	定員	子育て支援センター	事業開始年月日	一時保育	事業開始年月日
1	公立	中央保育所	昭和48年4月1日	120	すずらん	H14.7.1	コスモス	H14.10.1
2	公立	千代田保育所	昭和52年4月1日	120			うさぎ	H23.5.2
3	公立	中央保育所分園	平成18年12月1日	29				
4	私立	四街道保育園	昭和26年3月9日	90	ぱんだくらぶ	H25.7.1	よつばルーム	H12.4.1
5	私立	さつき保育園	昭和54年4月1日	90				
6	私立	大日保育園	昭和62年4月1日	90	ひまわり	H19.9.1	のいちご	H19.9.1
7	私立	エンゼルステーション保育園	平成15年4月1日	60	ほしのこらんど	H15.5.1	ｴﾝｾﾞﾙｽﾃｰｼｮﾝ	H15.4.1
8	私立	ゆうゆう保育園	平成23年4月1日	90	ゆうゆう	H23.5.2	コアラ組	H23.5.18
9	私立	認定こども園さつき幼稚園	平成27年4月1日	36	りんごルーム	H28.4.1		
10	私立	ココファン・ナーサリーもねの里	平成25年4月1日	60	ココの里	H25.11.5		
11	私立	ミルキーホーム四街道園	平成26年4月1日	60	ぷちむるきぃ	H26.9.1	さくらルーム	H26.10.1
12	私立	ﾃﾝﾀﾞｰﾗﾋﾞﾝｸﾞ保育園わらび	平成27年4月1日	60	わらびーの	H28.9.1		
13	私立	まちの保育園　成山	平成28年4月1日	60	まちっこ	H28.4.1		
14	私立	まちの保育園四街道駅前	平成28年4月1日	18				
15	私立	スクルドエンジェル四街道園	平成28年4月1日	19				
16	私立	ミルキーホームもねの里	平成29年4月1日	60	もねっこ	H29.10.1		
17	私立	あい・あい保育園　四街道園	平成29年4月1日	60				
18	私立	かるがも保育園　四街道園	平成29年4月1日	60				
19	私立	あい・あい保育園　四街道めいわ園	平成30年4月1日	60				
20	私立	ミルキーホームみどり園	平成30年4月1日	19				
21	私立	Pica pica保育園美しが丘園	平成30年4月1日	19				
22	私立	植草学園千葉駅保育園	平成30年4月1日	3				
23	私立	あい・あい保育園四街道駅北口園	平成31年4月1日	90				
			計	1,373	11		7	

＊たけのこ保育園H23.4.1に33人定員で開所し、H27.4.1に認定こども園さつき幼稚園へ移行し、定員3名増員し36人となった。

＊さつき保育園H29.4.1より保育士の確保が困難なことにより定員で20人減数（120人⇒100人）・H31.4.1さらに100人→90人

【保育所】

整備状況	園数	定員
平成22年4月1日	7園	629人
平成23年4月1日	9園	752人
平成24年4月1日	9園	752人
平成25年4月1日	10園	812人
平成26年4月1日	11園	872人
平成27年4月1日	12園	935人
平成28年4月1日	15園	1032人
平成29年4月1日	18園	1192人
平成30年4月1日	22園	1293人
平成31年4月1日	23園	1373人
令和2年4月1日	23園	1373人

分園を含んだ園数で表示

【子育て支援センター】

整備状況	園数
平成22年度	3園
平成23年度	5園
平成24年度	5園
平成25年度	7園
平成26年度	8園
平成27年度	8園
平成28年度	11園
平成29年度	12園
平成30年度	11園
平成31年度	11園
令和2年度	11園

【一時保育】

整備状況	園数
平成22年度	4園
平成23年度	6園
平成24年度	6園
平成25年度	6園
平成26年度	7園
平成27年度	7園
平成28年度	7園
平成29年度	7園
平成30年度	7園
平成31年度	7園
令和2年度	7園

幼稚園施設一覧

	区分	幼稚園名	住所	定員	備考
1	私立	緑ケ丘幼稚園	四街道市大日393	270	
2	私立	さくらがおか幼稚園	四街道市大日86	240	
3	私立	四街道旭幼稚園	四街道市小名木77-3	240	
4	私立	つぼみ幼稚園	四街道市大日197	250	
5	私立	千代田幼稚園	四街道市千代田5-65	270	
6	私立	くりやま幼稚園	四街道市栗山296	270	
7	私立	第二コスモス幼稚園	四街道市千代田1-30	240	
8	私立	みそら幼稚園	四街道市みそら4-16-1	240	
9	私立	認定こども園　四街道さつき幼稚園	四街道市下志津新田2531-9	176	
			合計	2,196	

企業主導型保育事業所

	区分	保育所名	事業者	住所	開始年月 （うち地域枠）	定員 （うち地域枠）
1	―	きわみ保育園	保育・介護複合施設きわみ	四街道市大日1681-1	平成29年4月 （平成29年4月）	33 （16）
2	―	こじか保育園	国立病院機構下志津病院	四街道市鹿渡934-5	平成29年4月 （平成29年7月）	45 （10）
					合計	78 （26）

こどもルーム施設一覧

	ルーム名	所在地	開所年月	定員（人）
1	四街道小そらこどもルーム	四街道1557番地	昭和51年4月	45
2	四街道小うみこどもルーム	四街道1557番地	平成13年10月	40
3	中央小あおばこどもルーム	鹿渡917番地	昭和51年4月 （H21年4月中央小敷地内へ移転）	40
4	中央小わかばこどもルーム	鹿渡917番地	平成28年4月	40
5	中央小ふたばこどもルーム	鹿渡無番地 福祉センター内	令和2年4月	40
6	大日小さくらこどもルーム	大日978番地	昭和53年4月	40
7	大日小すみれこどもルーム	大日978番地	平成30年12月	40
8	旭小こどもルーム	山梨1485番地	昭和53年4月	45
9	四和小ひかりこどもルーム	和良比228番地	昭和58年4月	40
10	四和小のぞみこどもルーム	和良比228番地	平成29年4月	40
11	八木原小けやきルーム	千代田5丁目4番	昭和54年4月	40
12	八木原小ひのきルーム	千代田5丁目4番	令和2年4月	36
13	吉岡小こどもルーム	鷹の台3丁目2番	平成12年10月	40
14	和良比小にじこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成13年11月	30
15	和良比小ほしこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成17年11月	30
16	和良比小つきこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成30年4月	40
17	和良比小たいようこどもルーム	和良比228番地517番地13 防災センター内	令和2年4月	45
18	栗山小こどもルーム	つくし座3丁目1番8号	平成16年11月	40
19	山梨小こどもルーム	旭ケ丘1丁目9番12号	平成20年4月	30
20	南小ももこどもルーム	物井1536番地	平成21年4月 （平成29年4月南小敷地内へ移転）	40
21	南小ゆりこどもルーム	物井1536番地	平成29年4月	40
22	みそら小こどもルーム	みそら2丁目13番	平成26年4月	30

＊開所年月は建築年月ではない。

整備状況	施設数	定員	新設されたルーム
平成22年4月1日	13施設	500人	
平成23年4月1日	13施設	500人	
平成24年4月1日	13施設	500人	
平成25年4月1日	13施設	500人	
平成26年4月1日	14施設	530人	みそら
平成27年4月1日	14施設	530人	
平成28年4月1日	15施設	570人	中央小わかば
平成29年4月1日	17施設	650人	四和小のぞみ 南小ゆり
平成30年4月1日	18施設	690人	和良比小つき
平成30年12月1日	19施設	730人	大日小すみれ
平成31年4月1日	19施設	730人	
令和2年4月1日	22施設	851人	中央小ふたば 八木原小ひのき 和良比小たいよう

資料３
令和２年度第１回子ども・子育て会議

新型コロナウイルス感染症への対応について

１．子ども・子育て関連施設での新型コロナウイルス対策

①児童センター（６月 24 日現在）

３月 11 日(水)	クラスター発生リスクを下げるための対応について確認、周知。 特定遊具（卓球・タッチパネル・クライミングウォール）を３月 14 日(土)より使用中止とする。
４月９日(木)	５月６日(水)までの休館を周知。
５月 28 日(木)	６月８日(月)より個人利用のみ再開を周知。 ※利用制限（人数、利用時間、消毒作業時間の設定）あり
６月 24 日(水)	７月１日(水)より歌や運動を除く一部事業を再開を周知。 ※利用制限（人数、利用時間、消毒作業時間の設定）あり

上記休館期間や利用制限については、市・社会福祉協議会 HP 及び児童センター入り口にて周知

②保育園等（６月 24 日現在）

緊急事態宣言前	保育施設については、国より原則開所とする旨の通知があり、各園において感染予防の観点から、登園の自粛が可能な保護者に対し各園の判断で任意の自粛をお願いする。
４月９日(木)	国の緊急事態宣言を受け、４月８日(水)～５月６日(水)を登園自粛要請期間とすることを各園へ通知し、園をとおして保護者へ連絡。（国の通知により、市が行う登園自粛要請期間中の欠席については、保育料が日割計算される）
４月 30 日(木)	５月 31 日（日）までを登園自粛要請期間とすることを各園へ通知し、園をとおして保護者へ連絡。
５月上旬～中旬	４月分の登園日数を各園に調査。保育料を日割り計算し、保護者へ通知する。原則、認可保育園については還付、小規模保育施設・認定こども園については園より返金となる。
５月 27 日(水)	国の緊急事態宣言解除によって市の登園自粛期間は５月 31 日(日)まであることを各園へ通知し、園をとおして保護者へ連絡。
６月上旬～中旬	５月分の登園日数を各園に調査。保育料を日割り計算し、保護者へ通知する。原則、認可保育園については還付、小規模保育施設・認定こども園については園より返金となる。

上記の登園自粛要請期間に関する件、市内保育所の臨時休園については市ＨＰにて周知

③こどもルーム（６月 24 日現在）

２月 28 日(金)	４月４日(土)までの利用自粛要請 ※子どもだけで留守番をすることが困難な場合など、現こどもルームの利用者に限り受け入れ。可能な限り各家庭での家庭保育をお願い。
４月１日(水)	４月４日(土)までの利用自粛要請を当面の間に延長
４月７日(火)	４月 30 日(木)までの利用自粛要請
４月 10 日(金)	保育料免除通知 ※１月当たり 10 日以上利用しなかった場合、全額免除
４月 24 日(金)	５月６日(水)までの利用自粛要請
５月１日(金)	５月 31 日(日)までの利用自粛要請 保育料免除手続き案内（５月分追加）
６月１日(月)	利用自粛解除

④小中学校（７月１日現在）

２月 27 日(木)	全国一斉臨時休校要請に伴い、３月２日(月)～３月 24 日(火)の間を臨時休校とする市教委方針決定。
２月 28 日(金)	保護者に臨時休校に関する文書配付。
３月１日(日)	小学１・２年児童、特別支援学級児童生徒の学校での預かり実施を保護者に連絡メール配信。
３月２日(月)	全校臨時休校開始。家庭訪問を各学校の状況に応じて実施。学校での預かり実施開始。
３月５日(木)	卒業式は規模を縮小し、保護者１名程度の参加で実施することを周知。
３月 12 日(木)	市立中学校卒業式
３月 17 日(火)	市立小学校卒業式
３月 25 日(水)	学年末・学年始め休業開始（～４月６日(月)）
４月５日(日)	県教委が県立学校を４月 30 日(木)まで臨時休校の延長を報道発表
４月７日(火)	新年度、新学期の開始。 国の緊急事態宣言により、市内全小中学校の臨時休校開始を４月８日(水)からとする。（臨時休校期間は４月８日(水)～４月 30 日(木)） 入学式延期等を保護者へ連絡メールで配信。
４月８日(水)	国の緊急事態宣言、これに伴う県知事の要請を受けて、臨時休校終了を４月 30 日(木)から５月６日(水)とする。 入学にかかる手続き日を中学校は４月９日(木)、10 日金)、13 日(月)、小学校は４月 10 日(金)、13 日(月)、14 日(火)とする。

４月 30 日(木)	臨時休校を５月 31 日(日)まで延長することを、保護者へ連絡メールで配信。
５月７日(木)	臨時休校中、希望制の連絡日を設けることを確認。 学校での預かり自習は継続する。
５月 11 日(月)	各学校、連絡日の実施が始まる。
５月 25 日(月)	準備調整期間として、週３日程度、連絡日を設ける。
６月１日(月)	毎日の登校とし、授業を再開する。分散登校（クラスを午前と午後に分けて登校）をするなど、段階的に教育活動を進める。
６月２日(火)	市立小中学校入学式（午前：小学校、午後：中学校）
６月 15 日(月)	給食を再開し、毎日、全員が５時間程度、通常授業を行う。
６月 29 日(月)	平常日課に戻して授業を行う。（７月 31 日(金)まで給食実施、平常授業） 夏休みを８月８日(土)～８月 19 日(水)までに短縮する。８月は午前授業（給食なし）。

２．子育て世帯への給付金等の支援策

・子育て世帯への臨時特別給付金　　子育て支援課

対象者：令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当受給世帯（特例給付を除く）

支給額：対象児童１人につき１万円

・ひとり親家庭等への臨時特別給付金（市独自）　　子育て支援課

対象者：本市の児童扶養手当受給世帯（令和２年４月 30 日時点、全停止世帯は除く）

支給額：５万円

・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金　　子育て支援課

対象者Ａ：①令和２年６月分の児童扶養手当を受給する方
②公的年金等の受給により令和２年６月分の児童扶養手当が全停止される方（児童扶養手当の申請をしていた場合に令和２年６月分が全停止となっていたと想定される方を含む）で収入が児童扶養手当受給者と同水準の方
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方

支給額Ａ：５万円（多子世帯は第２子以降１人につき３万円）

対象者Ｂ：対象者Ａ①②の該当者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯

支給額Ｂ：支給額Ａに加え、追加で５万円

・児童生徒就学特別支援（市独自）　　学務課

対象者：市内在住の準要保護世帯（ひとり親家庭などを除く）

支給額：５万円

・児童生徒家庭学習支援（市独自）　　指導課

対象者：市内在住・在学の小中学生

支給額：１人につき５千円の図書カード

・妊産婦等支援事業（市独自）　　健康増進課

対象者：令和２年５月 31 日時点で住民登録があり、引き続き申請日時点でも本市に住民登録がある人で、６月 30 日までに妊娠届出をした人（４月 27 日までに出産した人は除く）

支給額：５万円

上記の案内を対象者向け通知やＨＰ、市政だより等で周知

資料４
令和２年度第１回子ども・子育て会議

令和３年４月開設予定保育所等の利用定員の設定に係る意見聴取について

令和２年７月１６日
保育課

特定教育・保育施設等の利用定員の設定に係る意見聴取について

（1）意見聴取の概要

令和３年４月の開所を予定（千葉県による認可が前提）した認可保育所等の運営事業者を公募し、四街道市保育所等設置・運営事業者選考委員会において選考した結果、令和２年６月９日付けで認可保育園３か所及び小規模保育事業１か所を設置・運営事業予定者として決定し、また、自主整備による小規模保育事業１か所の運営事業者を公募し選考中であることから、これらの施設の利用定員を定める必要があります。

子ども・子育て支援法第３１条第２項及び同法第４３条第３項の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは審議会その他の合議制の機関等での意見聴取することとされていることから、本審議会においてご意見を伺うものです。

（2）子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度（平成２７年４月施行）においては、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可等を受けている施設・事業者からの申請に基づき、市町村が給付の対象として当該施設・事業を「確認」し、財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業の設置者・事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

〇認可定員・・・施設の面積や職員数を基に、当該施設で預かることのできる児童数の上限を定めるもの。

〇利用定員・・・当該施設に支払う給付費の算定基礎として市町村が設定する定員数

（3）当市における保育の現状

現在当市には、公立３（分園含む）、私立１５か所の認可保育所、認定こども園１か所及び小規模保育事業所４か所の計２３か所の保育施設等があり、入所状況等は以下のとおり。

（単位：人）

	認可定員	入所児童数（a）		待機児童数（b）		計（a+b）
		H31.4.1	R2.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R2.4.1
０歳児	121	90	90	0	0	90
１～２歳児	458	500	488	0	74	562
３～５歳児	794	754	768	0	0	768
計	1,373	1,344	1,346	0	74	1,420

※待機児童数は国基準に基づく

※上記以外に、H31.4.1現在で５８人、R2.4.1現在で５９人が他市の保育所（管外委託）を利用している

利用定員の設定（変更）が必要な保育施設

（１）新設予定の保育所等

募集期間	令和２年５月１８日（月）～令和２年５月２９日（金）
開設予定年月日	令和３年４月１日
備考	認可保育所　３か所、小規模保育事業　１か所

認可定員

	0 歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育所	**3**	**11**	**11**	**11**	**12**	**12**	**60**
小規模保育事業	**0**	**9**	**10**	**－**	**－**	**－**	**19**

（２）新設予定の保育所等（自主整備分）

募集期間	令和２年７月７日（火）～令和２年７月１３日（月）
開設予定年月日	令和３年４月１日
備考	小規模保育事業　１か所

認可定員

	0 歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
小規模保育事業	**0**	**9**	**10**	**－**	**－**	**－**	**19**

利用定員の設定について

（1）利用定員の設定に関する国の考え方

・認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき市町村が設定する。
・認可定員と一致させることを基本とする。
・当該施設や事業所での直近の実利用人員や今後の見込みなどを踏まえる。

（2）利用定員の設定案

各施設・事業ともに、認可定員を利用定員として設定する。

利用定員

		3号認定		2号認定	合計
		0歳	1、2歳	3歳以上	
1	認可申請予定の保育所	**3人**	**22人**	**35人**	60人
2	認可申請予定の小規模保育事業	**0人**	**19人**	－	19人

資料４-２　当日配布参考資料
令和２年度第１回子ども・子育て会議

令和３年４月開設予定　保育所等一覧

No.	事業所名称	事業所所在地	種別・定員
1	もりのなかま保育園四街道園	四街道市大日字緑ヶ丘 288 番地 18、286 番地 19	認可保育所・60 人
2	かえで保育園わらび	四街道市和良比字長作 275-15、275-18、275-19、275-42、275-51、275-3 の一部	認可保育所・60 人
3	わくわく保育園もねの里園	四街道市もねの里 4 丁目 23-11、12	認可保育所・60 人
4	みどりがおか保育園	四街道市大日 377 番 54	小規模保育事業・19 人
5	千代田幼稚園附属ちよだっこルームもねの里	四街道市もねの里 4 丁目 5 番 1	小規模保育事業・19 人

※No. ５は、今後、四街道市認可保育所等設置・運営事業者選考委員会において審査を予定。

令和３年４月開設予定保育所等

①もりのなかま保育園四街道園

事業所名称	もりのなかま保育園四街道園	
事業所所在地	四街道市大日字緑ヶ丘 288 番地 18、286 番地 19	
事業者名称	株式会社　Lateral Kids	
代表者職・氏名	代表取締役　川村　陽介	
認可定員（予定）		６０人
利用定員（予定）	（３号認定）０歳	３人
	（３号認定）１・２歳	２２人
	（２号認定）３歳以上	２５人

【位置図】

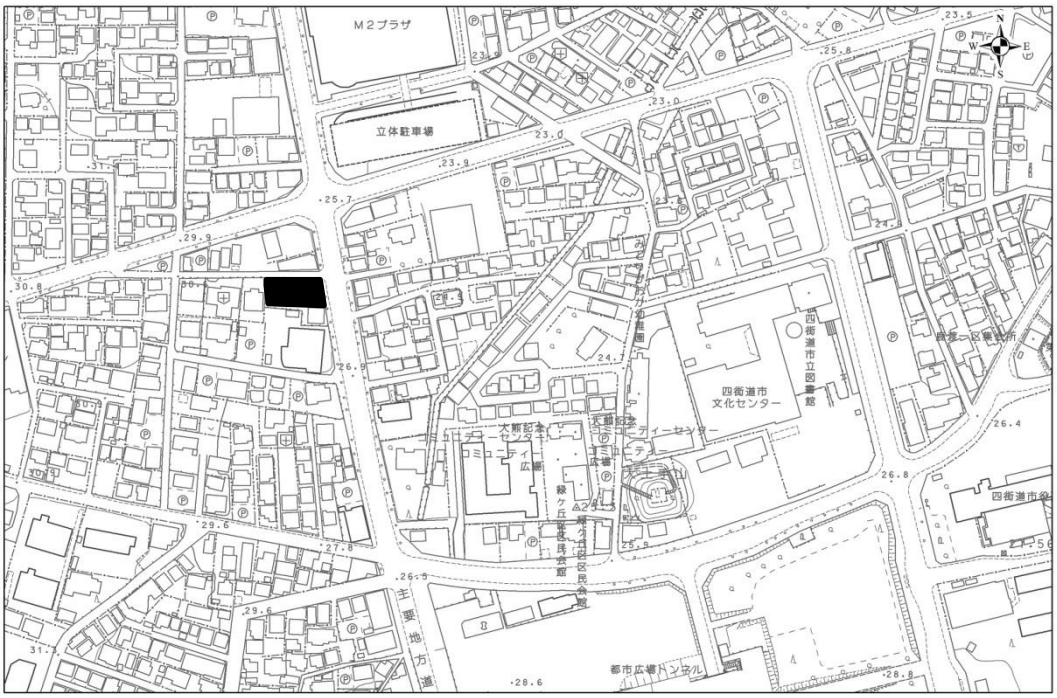

令和３年４月開設予定保育所等

②かえで保育園わらび

事業所名称	かえで保育園わらび	
事業所所在地	四街道市和良比字長作 275-15、275-18、275-19、275-42、275-51、275-3 の一部	
事業者名称	株式会社　かえで	
代表者職・氏名	代表取締役　小林　尚司	
認可定員（予定）		６０人
利用定員（予定）	（３号認定）０歳	３人
	（３号認定）１・２歳	２２人
	（２号認定）３歳以上	２５人

【位置図】

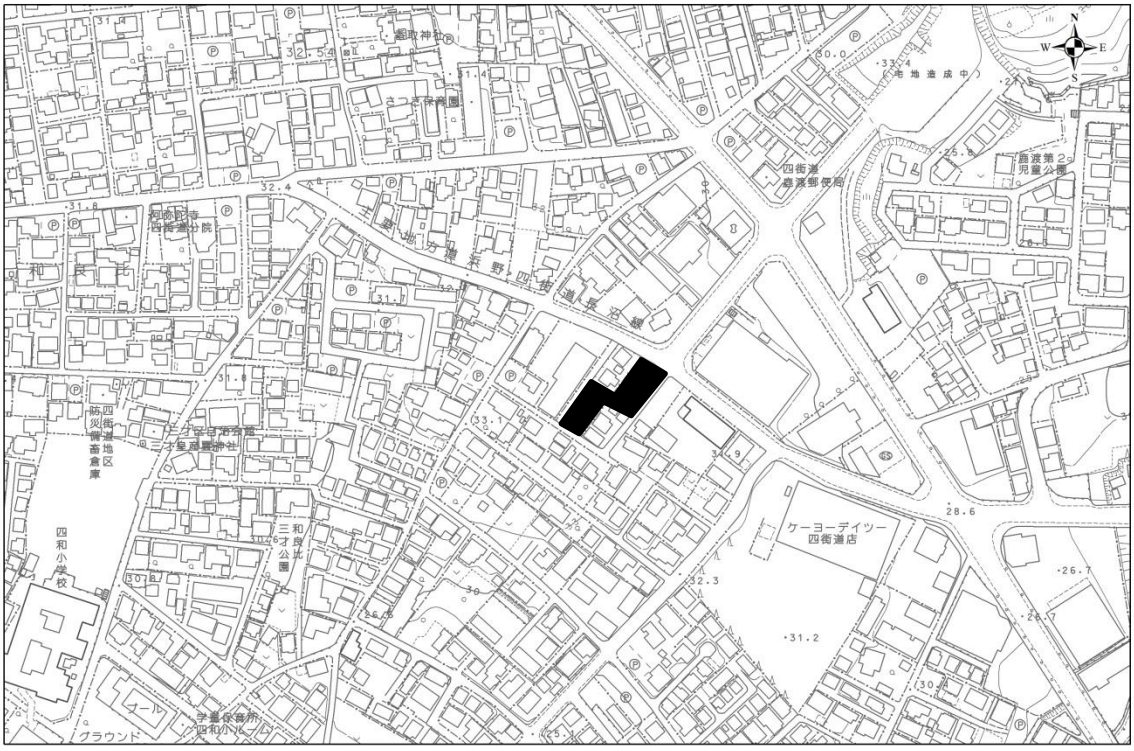

令和３年４月開設予定保育所等

③わくわく保育園もねの里園

事業所名称	わくわく保育園もねの里園	
事業所所在地	四街道市もねの里４丁目 23-11、12	
事業者名称	株式会社　ＰＯＰ	
代表者職・氏名	代表取締役　大塚　明日美	
認可定員（予定）		６０人
利用定員（予定）	（３号認定）０歳	３人
	（３号認定）１・２歳	２２人
	（２号認定）３歳以上	２５人

【位置図】

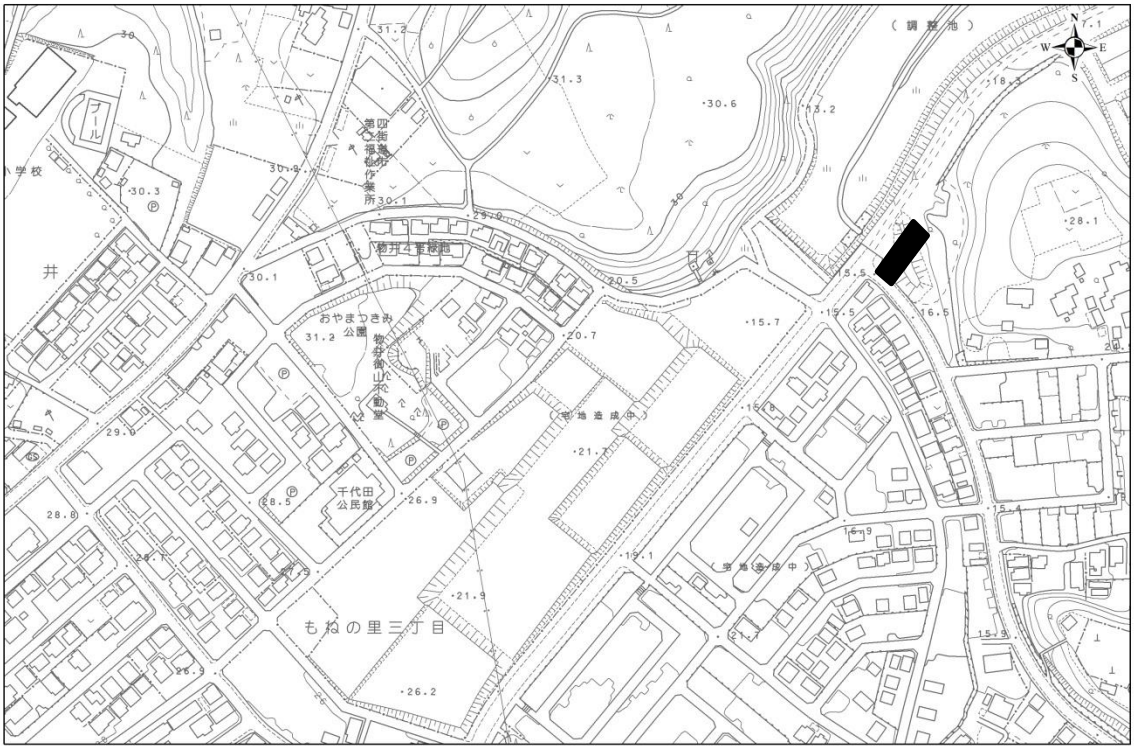

令和３年４月開設予定保育所等

④みどりがおか保育園

事業所名称	みどりがおか保育園	
事業所所在地	四街道市大日 377 番 54	
事業者名称	学校法人　河野学園	
代表者職・氏名	理事長　河野　玲子	
認可定員（予定）		１９人
利用定員（予定）	（３号認定）０歳	０人
	（３号認定）１・２歳	１９人
	（２号認定）３歳以上	―

【位置図】

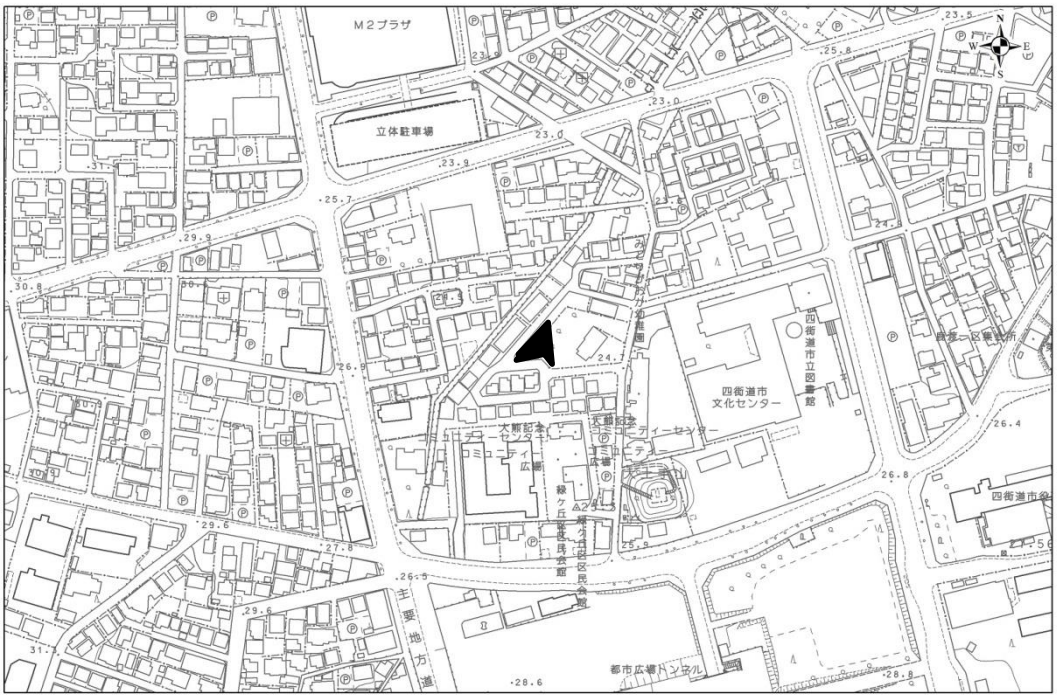

令和３年４月開設予定保育所等

⑤千代田幼稚園附属ちよだっこルームもねの里

事業所名称	千代田幼稚園附属ちよだっこルームもねの里	
事業所所在地	四街道市もねの里４丁目５番１	
事業者名称	学校法人　長生学園	
代表者職・氏名	理事長　永野　卓	
認可定員（予定）		１９人
利用定員（予定）	（３号認定）０歳	０人
	（３号認定）１・２歳	１９人
	（２号認定）３歳以上	―

※今後、四街道市認可保育所等設置・運営事業者選考委員会において審査を予定。

【位置図】

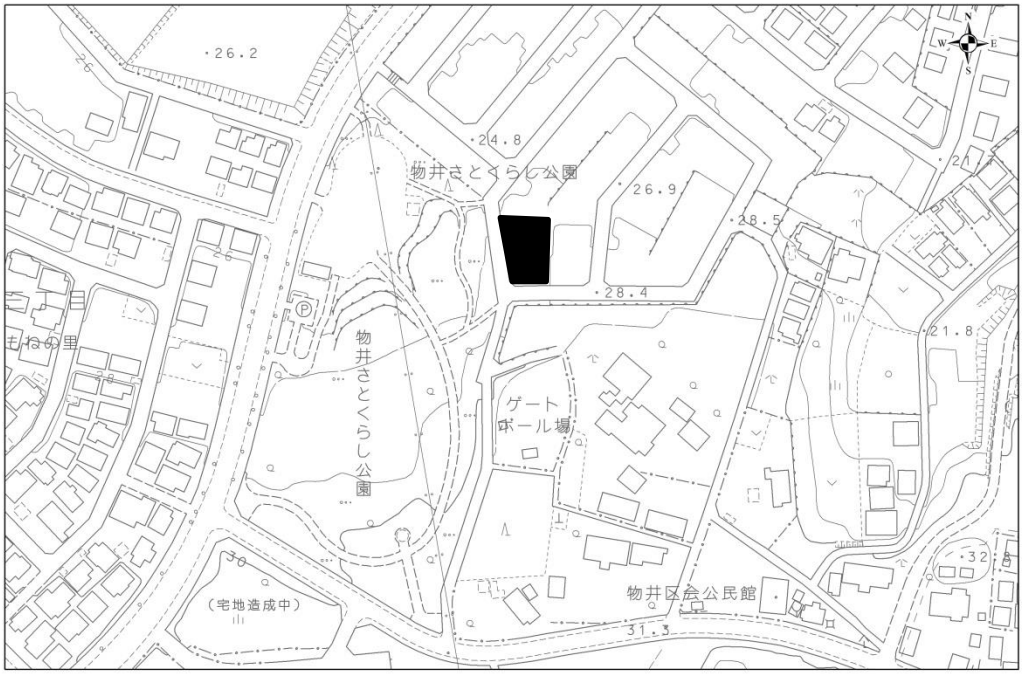

四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例

あなたたち子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、差別されることなく大切にされます。

あなたたちは、平和で安全な環境のなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人は、その意見を受け止め、大切にします。

わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたちにとって何が最も良いことなのかを考えます。

わたしたちは、未来を担うあなたたちと一緒に家庭、学校、地域などをつくっていきます。

わたしたちは、お互いに協力してあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童の権利に関する条約」を踏まえて、この条例を定めます。

第１章　基本となる事項

（目的）

第１条　この条例は、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもに関わる人たちや市の役割などを定めて、みんなで子どもの成長を支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第２条　この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

⑴　子ども　おおむね１８歳未満の人をいいます。

⑵　保護者　親など子どもを養育する人をいいます。

⑶　地域住民　市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。

⑷　学校など　学校、認定こども園、幼稚園、保育所などをいいます。

（市民などの役割）

第３条　子どもの保護者や家族は、子どもが健やかに育つことに対して、最も大きな責任があることを自覚し、子どもと向き合い、子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を養うことができるような家庭環境をつくるものとします。

２　地域住民は、みんなで子どもの成長を見守り、支えることの大切さを認識し、子どもが健やかに育つよう協力するものとします。

３　事業者は、子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めるものとします。

４　すべての市民などは、未来の親たちが希望をもって、安心して親になれるようなあたたかい地域をつくるよう努めるものとします。

（学校などの役割）

第４条　学校などは、子どもが友だちとの交流や様々な経験、学びを通じて、豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めるものとします。

２　学校などは、子ども一人ひとりが、安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めるものとします。

（市の役割）

第５条　市は、子どもに関わる人たちと協力しながら、次章に掲げる基本的な取組その他必要な取組を計画的に行います。

第２章　市が行う基本的な取組

（子どもの意見表明や参加）

第６条　市は、子どもが自分の意見を表す機会や子どもがまちづくりや地域活動に参加できる機会をつくるとともに、子どもが主体的に行う活動を支援します。

（子どもの安全と健康）

第７条　市は、子どもが安全で良好な環境のなかで、心もからだも健康に生活できるよう努めます。

（虐待やいじめへの対応）

第８条　市は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないよう、予防や早期発見に努めます。

２　市は、子どもが虐待やいじめにあったことを知ったときは、子どもを守るために適切に対応します。

（子どもの居場所）

第９条　市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、活動したりできる場所や、困ったときや助けが必要なときに相談できる場所をつくります。

（子どもの貧困対策）

第１０条　市は、生まれ育った環境に左右されず、すべての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

（子どもに関わる人たちへの支援）

第１１条　市は、みんなで子どもの成長を支えていく地域となるよう、子どもに関わる人たちを支援します。

（普及）

第１２条　市は、この条例の内容や子どもの権利の大切さを広めるよう努めます。

附　則

この条例は、令和２年５月５日から施行します。

四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例解説

令和２年６月

四街道市

はじめに

全国的にいじめや虐待、子どもの巻き込まれる事件や事故などが多発しているほか、７人に１人の子どもが「相対的貧困」状態にあると言われているなど、子どもを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

このような状況において、子どもの権利の原則を再確認し、子育て支援施策に“子どもの視点”（親や大人の都合優先ではなく、子どもの最善の利益を確保するという視点）を加えていくこと、また、子どもの権利擁護や子どもの健やかな成長に資する取組の充実を図ることで、本市の子ども・子育て支援の取組を一歩進めるとともに、その理念を子どもに関わる市民全体で共有し、みんなで子どもを見守り、育んでいくことをめざし、この条例を制定しました。

条例の内容は、四街道市子ども・子育て会議や、当会議が設置した、学識経験者、子どもに関わる活動に携わる方や公募市民などで構成する（仮称）子ども条例検討部会において、検討を重ねて作成したものであり、条例の対象である子どもたちにも読んでもらいたいという思いから、親しみやすく読みやすいものとなるよう、文章の表現や量に配慮しました。

また、条例の名称は、子どもを対象に行ったアンケートで、「どんな四街道市に住みたいか」という設問に対して、「みんな」や「笑顔」というフレーズを含む回答が多く寄せられたことを踏まえ、（仮称）子ども条例検討部会委員からご提案いただいたものです。

この解説は、条例の制定過程における子ども・子育て会議でのご意見や、市民の皆様からのご意見などを踏まえ、市や市民の皆様が本条例や子どもの権利に対する理解を深める一助となり、子どもの健やかな成長のための取組がより効果的に推進されるよう期待して作成しました。

すべての子どもたちが笑顔で健やかに成長できる四街道市を実現していくため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

（前文）

あなたたち子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、差別されることなく大切にされます。

あなたたちは、平和で安全な環境のなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人は、その意見を受け止め、大切にします。

わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたち子どもにとって何が最も良いことなのかを考えます。

わたしたちは、未来を担うあなたたちと一緒に家庭、学校、地域などをつくっていきます。

わたしたちは、お互いに協力してあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童の権利に関する条約」を踏まえて、この条例を定めます。

【解説】

◆前文では、基本的な考え方（基本理念）として、子どもの権利が守られること、子どもに関わる人たちが協力して子どもの成長を支えていくことを、子どもたちへのメッセージと大人たちの決意として表現しています。

◆前半の４段落は、子どもの権利条約に謳われている４つの一般原則を表しています。

・すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されること。（子どもの権利条約第２条）

・すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること。（同第６条）

・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること。（同第 12 条）

・子どもに関することが行われるときは、「子どもにとって最も良いこと」を第一に考えること。（同第３条）

◆後半の２段落は、大人たちの決意として、未来を担う子どもの成長を支えることは未来のまちづくりに繋がることであることを認識し、子どもを社会の一員と捉えて、一緒に家庭、学校、地域などをつくっていくことを表しています。

また、子どもに関わる様々な主体は、自らの責任や役割を自覚し、お互いに協力して子どもの成長を支えること約束し、国が平成６年に批准した「児童の権利に関する条例（子どもの権利条約）」を踏まえて、この条例を定めたことを表しています。

第１章　基本となる事項

条例の目的、言葉の定義、市や市民などの役割を定めています。

（目的）
第１条　この条例は、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもに関わる人たちや市の役割などを定めて、みんなで子どもの成長を支えていくことを目的とします。

【解説】

◆子どもはどのような存在なのか、子どもが健やかに成長するためには何が必要なのかを考え、子どもに関わる人たちや市が、自らの責任と役割を自覚し、みんなで子どもの成長を支えていくことが本条例を制定する目的です。

◆「みんなで」には、市のほか、子どもの保護者や家族、地域住民、市民活動団体や事業者、学校などの子どもが育ち、学ぶための施設の関係者など、子どもに関わるすべての人が含まれます。本市がこれまで進めてきた、市民が主体的に市政に参加・協働する「みんなで地域づくり」をはじめとする取組を活かして、子どもの成長を支えていくことを表しています。

（言葉の意味）
第２条　この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。
（１）子ども　おおむね 18 歳未満の人をいいます。
（２）保護者　親など子どもを養育する人をいいます。
（３）地域住民　市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。
（４）学校など　学校、認定こども園、幼稚園や保育所などをいいます。

【解説】
◆条例に用いられる言葉である「子ども」「保護者」「地域住民」「学校など」を定義しています。
◆「子ども」の定義は、子どもの権利条約や児童福祉法では 18 歳未満の者とされており、民法の成年年齢も 18 歳に引き下げられることなどから、基本的には「18 歳未満」とします。しかしながら、子ども・子育て支援法では、「18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者」とされているなど法律においても定義が異なることや、18 歳は高校３年生の年齢であり、実質的に親の保護を受けていることも多いことなどを考慮し、18 歳以上であっても、18 歳未満の子どもと同等に扱うことが適当である人を含めることが妥当であることから、「おおむね 18 歳未満」とします。
◆「保護者」の定義は、子どもの親や、親に代わって養育する者とします。親に代わって養育する者には、未成年後見人や里親、未成年の親に代わって子どもを養育する祖父母などが該当します。
◆「地域住民」の定義は、市内在住の者のほか、市内に通勤・通学する者、市内で活動している個人や団体とします。
◆「学校など」の定義は、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている認定こども園、児童福祉法に規定されている保育所、児童養護施設、児童厚生施設、こどもルーム等のほか、民間が運営するものも含め、広く子どもが育ち、学ぶための場を提供するものとします。

（市民などの役割）

第３条　子どもの保護者や家族は、子どもが健やかに育つことに対して、最も大きな責任があることを自覚し、子どもと向き合い、子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を養うことができるような家庭環境をつくるものとします。

２　地域住民は、みんなで子どもの成長を見守り、支えることの大切さを認識し、子どもが健やかに育つよう協力するものとします。

３　事業者は、子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めるものとします。

４　すべての市民などは、未来の親たちが希望をもって、安心して親になれるようなあたたかい地域をつくるよう努めるものとします。

【解説】

◆子どもが健やかに育つことができるために、「子どもの保護者や家族」「地域住民」「事業者」「すべての市民など」の役割を定めています。

◆子どもの権利条約（第 18 条）や児童福祉法（第２条）では、子どもの保護者は、子どもの養育や発達について第一義的責任を負うことが規定されています。子どもを取り巻く環境は厳しく、様々な困難がある中、保護者は自らの責任を自覚する必要があります。

◆子どもは、保護者の深い愛情を受け、自分が大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいきます。子どもの保護者は、子どもとの触れ合いを大切にし、年齢や発達に応じた適切な養育を行わなければなりません。

◆同時に、保護者は子どもが社会の中で自立して生きていくために必要な規範意識や基本的な生活習慣などを身につけることができるような家庭環境をつくることが必要です。

◆祖父母やきょうだいなどの家族も保護者と同じように子どもの成長に対する責任を認識し、保護者とともに子どもが安らぎを感じられる家庭を築くものとします。

◆子どもは、親や学校の先生など以外の大人との関わりの中で、自己肯定感や豊かな人間性を育んでいきます。また、犯罪、いじめ、虐待などから守り、子どもたちが安心して過ごすことができる地域づくりに地域住民の協力は欠かせません。

◆核家族化が進むなか、地域住民の役割は大きくなっています。子育てに悩む保護者や家庭が孤立することがないよう、地域住民は子どもとその保護者や家庭をまるごと温かく包み込む存在となり、子どもの健やかな成長のために協力するものとします。

◆事業者は事業活動を行う全ての人や団体を指しています。事業者は雇用する人が仕事と子育てを両立できるように、育児休業などの制度の整備やその制度を利用しやすい職場風土づくりなど労働環境を整えるよう努めるものとします。

◆「すべての市民など」には、「子どもの保護者や家族」「地域住民」「事業者」が含まれます。

◆安心して子どもを産み育てることができるあたたかい地域をつくっていくことは、これから子どもを産み、育てていく若い世代に対する応援メッセージとなります。また、そのことは、未来を生きる子どもたちの健やかな成長につながっていきます。

（学校などの役割）

第４条　学校などは、子どもが友だちとの交流や様々な経験、学びを通じて、豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めるものとします。

２　学校などは、子ども一人ひとりが、安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めるものとします。

【解説】

◆子どもが健やかに育つことができるように、「学校など」の役割を定めています。

◆学校などは、子どもが長い時間を過ごす場であり、子どもの成長に大きな役割を担っています。

◆すべての子どもが大切にされ、健やかに成長するためには、一人ひとり違いはあっても、他者にも自分と同様に人格があり、大切にされなくてはならないことを子ども自身が理解する必要があります。

◆学校などは、子どもが他者との交流や様々な経験、学習などから、豊かな感性や他者を思いやる心を育み、困難な状況においても、他者と協力し、自己肯定感を持って、たくましく未来を切り拓く力を養えるよう努めるものとします。

◆学校などは、子どもやその家庭に目を配り、市などの関係機関と連携を図りながら、いじめや虐待などから子どもを守り、子ども一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことができるための環境づくりに努めるものとします。

（市の役割）

第５条　市は、子どもに関わる人たちと協力しながら、次章に掲げる基本的な取組その他必要な取組を計画的に行います。

【解説】

◆子どもが健やかに育つことができるために、市の役割を定めています。

◆市は、子どもに関わる様々な主体と協力し、調整を図りながら、「こどもプラン」などの子ども・子育て施策に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に次章に掲げる基本的な取組やその他必要な取組を推進します。

第２章　市が行う基本的な取組

子どもが健やかに育つことができるために、市が行う基本的な取組を定めています。

（子どもの意見表明や参加）
第６条　市は、子どもが自分の意見を表す機会や子どもがまちづくりや地域活動に参加できる機会をつくるとともに、子どもが主体的に行う活動を支援します。

【解説】

◆子どもの意見表明とその尊重は、子どもの権利条約でも一般原則の１つに掲げられています。

◆市民参加条例では、市民参加できる市民に年齢制限を設けていませんので、制度上、子どもであっても自分の意見を表すことができます。

◆市が行う子どもや子育てに関する施策に“子どもの視点”を活かすことは、子どもの最善の利益を確保する観点で重要であることから、市は、子どもに関わる施策を行う場合には、子どもの年齢や発達に応じて聴取する方法を工夫し、子どもの思いや考えを意見として取り入れることができるよう努めます。

（例）こどもプラン策定に際する子どもからの意見聴取（アンケート、ワークショップなど）

◆市は、子どもや子育てに関する施策を行う場合に限らず、様々な機会を通じて子どもの思いや考えを聴くように努めます。

（例）市長と教育長とのランチトーク
　　中学生議会

◆子どもを大人に守られるだけの存在としてではなく、社会の一員として捉え、まちづくりや地域活動への参加を促進することは、子どもの自立と社会性を育み、一人の人間として成長していくことに寄与することから、市は子どもが主体的に行う活動を支援します。

（例）みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）U19

（子どもの安全と健康）
第７条　市は、子どもが安全で良好な環境のなかで、心もからだも健康に生活できるよう努めます。

◆子どもには、命が大切に守られ、平和で安全な環境のなかで、心身ともに健康に成長・発達できる権利があります。また、子どもを対象としたアンケートでは、「平和で犯罪や事故のない安全な四街道市に住みたい」という意見が多く寄せられました。
◆全国的には子どもが巻き込まれる事件や事故が多発しています。また、最近はスマートフォンの普及に伴い、インターネットや SNS を介した事件も発生しています。
◆市は、子どもの心身の健康維持・増進に取り組むとともに、子どもが事故や犯罪に巻き込まれることなく、安全で良好な環境のなかで生活できるように努めます。
（例）通学路上を含む市内に設置している防犯カメラの効果的な運用
　　情報モラル教育の充実強化

（虐待やいじめへの対応）
第８条　市は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないよう、予防や早期発見に努めます。
２　市は、子どもが虐待やいじめにあったことを知ったときは、子どもを守るために適切に対応します。

◆虐待やいじめは著しい人権侵害であり、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、場合によっては生命又は身体に危険を及ぼす、決して許されない行為です。
◆虐待に関しては、国は「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待を定義、禁止するとともに、国や地方公共団体の責務についても規定しました。
◆市は、児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、通告等により虐待が確認された場合には、迅速かつ適切に対応していますが、全国的に虐待による悲惨な事件が繰り返される状況があることから、更なる対応強化を図っていきます。
（例）子ども家庭総合支援拠点の整備に向けた取組
◆いじめに関しては、市は「四街道市いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめ防止及び早期発見などいじめ防止対策を総合的に推進しています。

（子どもの居場所）
第９条　市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、活動したりできる場所や、困ったときや助けが必要なときに相談できる場所をつくります。

◆子どもには、安心して過ごすことができ、休息ができ、ありのままの自分でいられて、思い思いに自由に過ごしたり、活動したりできる居場所が必要です。
◆子どもの居場所は、子どもがそこでの活動や友だち、周囲の大人との関わりのなかで、主体性や社会性、自己肯定感などを養うことができる場であるとともに、困ったり、迷ったり、助けが必要な時の拠りどころにもなります。
◆市は、放課後や休日の子どもの居場所づくりに取り組むとともに、子どもが困ったときや助けが必要なときに相談しやすい体制整備に取り組みます。
（例）こどもルームや放課後子ども教室、児童センターやプレーパークなどの放課後や休日の子どもの居場所づくり
地区社会福祉協議会や市民活動団体などによる子どもの居場所づくりの支援
青少年育成センターや教育サポート室などの相談しやすい体制整備

（子どもの貧困対策）
第 10 条　市は、生まれ育った環境に左右されず、すべての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

◆「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、子どもの権利条約の精神にのっとり子どもの貧困対策を推進することが明記されており、地方公共団体には、国と協力して地域の状況に応じた施策を実施する責任があります。
◆貧困は、子どもの成長や発達に必要な食事、医療、教育などを十分に受けることができないなど、それ自体が子どもの権利を阻害する（生まれ育った）「環境」の問題であると考えます。
◆貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、多様な視点から総合的に取り組んでいく必要があるため、市は、子どもや保護者の生活実態の把握に努め、関係部署のほか、地区の社会福祉協議会や市民活動団体などの取組とも連携して、子どもの貧困対策に取り組みます。

（子どもに関わる人たちへの支援）
第 11 条　市は、みんなで子どもの成長を支えていく地域となるよう、子どもに関わる人たちを支援します。

◆保護者や家族には、子どもの健やかな成長に対して大きな責任があります。その一方、子どもを取り巻く環境は非常に複雑、多様化しており、保護者や家族だけでは解決することが難しい問題もあります。
◆また、核家族化など家族構成の変化や地域コミュニティとの関係の希薄化などにより、保護者や家庭が孤立しやすい状況があります。
◆市は、保護者や家族が安心して子育てができるよう、情報提供や相談・助言、保育サービスの充実や子育て家庭同士の交流の促進など必要な支援を行います。
（例）子育てコンシェルジュ、子育て情報ブックすくすく
　　児童センターでの子育て支援事業の充実、子育てサロンへの支援
　　パパ・ママルームの開催
◆市内では、地域で子どもの成長を支えようとする様々な活動が展開されています。市は、そのような地域住民等による主体的な活動を支援します。
（例）みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）
◆市は、子どもが長い時間を過ごす学校などの場所で子どもに関わる教諭や保育士などが、子どもの成長のために自分の役割を果たすことができるよう、必要な支援をします。

（普及）
第 12 条　市は、この条例の内容や子どもの権利の大切さを広めるよう努めます。

◆市は、条例の内容や子どもの権利について、子どもを含む市民が学び、理解を深め、この条例の目的が達成されるよう、周知啓発に努めます。
◆子どもに対しては、この条例のメッセージが伝わり、自分が大切にされ、守られていることが実感でき、自尊感情の醸成につながるよう、また、同時に他者も同じように大切にされる存在であることを知り、他者を思いやる心が育まれるよう、わかりやすい周知に努めます。
◆本条例の施行日は５月５日「こどもの日」としており、毎年この日から１週間が「児童福祉週間」に位置づけられていることから、毎年この時期に合わせて継続的に啓発活動を実施していきます。

前文　おとなから子どもたちへ

　あなたたち子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、差別されることなく大切にされます。

　あなたたちは、平和で安全な環境のなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

　あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人は、その意見を受け止め、大切にします。

　わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたち子どもにとって何が最も良いことなのかを考えます。

　わたしたちは、未来を担うあなたたちと一緒に家庭、学校、地域などをつくっていきます。

　わたしたちは、お互いに協力してあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童の権利に関する条約」を踏まえて、この条例を定めます。

子ども・子育ての相談窓口

困ったときや悩んだときに相談できます

家庭児童相談室
（子育て支援課）
☎043-423-0783
☎043-388-8100
子育てと家庭の問題、心や体の発達、学校生活、いじめ、虐待など
月曜日～金曜日
9時～12時／13時～17時
祝日・年末年始を除く

青少年育成センター
☎0120-423-006
教育サポート室
☎043-421-7869
親子関係、しつけ、不登校、いじめ、非行など
（スクールカウンセラーへの相談は各学校へ）
月曜日～金曜日
9時～17時

千葉県子どもと親のサポートセンター
☎0120-415-446
24時間 フリーダイヤル
不登校、いじめ、学校生活、その他の心配事
月曜日～日曜日
24時間

「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」は令和2年5月5日から施行されました。
条例の全文や解説は市ホームページ（https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/）で見られます。
またはインターネットで「四街道市 子ども条例」と検索してください。

令和2年6月発行
連絡先：四街道市健康こども部子育て支援課　☎043-421-6124

四街道市 子ども条例　検索

四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例

ドラマチック四街道プロジェクト
ナビゲーター
よつぼくん

四街道市

目的　何のためにつくったの？

全国では、いじめや虐待、事故や事件など、子どもがつらい思いをする出来事が多くおきています。また、経済的な理由で十分な生活ができなかったり、夢をあきらめたりする子どももいます。しかし、すべての子どもは健康で自分らしく、差別されることなく、周りの人たちに見守られ、大切にされながら成長していく権利があります。
この条例は、子どもに関わる人たちや市が、子どもが健やかに成長していくためには何が大切なのかを考え、行動するためにつくりました。

※この条例で「子ども」とは、18歳にならない人（高校生は子どもに含む）をいいます。

役割　どんなことが決められたの？

子どもの健やかな成長を支えるために、
「市民など」、「学校など」、「市」の役割を決めました。
それぞれが役割を果たせるように、みんなで協力し合います。

●市民など

保護者や家族
子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を身につけることができるようにします。

地域住民（地域に住んでいる人、地域で活動する人）
子どもが健やかに育つことができるよう協力します。

事業者（お店や会社の人）
子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めます。

●市（市役所や市の施設）

子どもに関わる人たちと協力し、子どもの成長や子育てを支援する取り組みなどを計画的に行います。

- 子どもの意見表明や参加の機会づくり
- 子どもの安全と健康の確保
- 虐待やいじめへの対応
- 子どもの居場所づくり
- 子どもの貧困対策
- 子どもに関わる人たちや活動への支援
- この条例や子どもの権利の大切さの普及

●学校など（学校、認定こども園、幼稚園や保育所など）

子どもが豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めます。
また、子どもが安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めます。

子どもの権利　4つの原則　「子どもの権利」ってどんなこと？

世界中のすべての子どもたちが安心して生きていけることを願って、1989年に国際連合で多くの国が話し合い、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」がつくられました。日本は1994年にこの条約を自分の国の約束として守ることを決めました。この条約では、次の4つを「子どもの権利」の原則としています。それぞれ、自分たちにどんなことができるか考えてみましょう。

命を守られて成長できること

すべての子どもは健康に、自分の能力をのばして成長できるように守られます。

たとえば
- 自分らしくいられる居場所、得意なことや好きなことなど、あなた自身や将来について考えてみよう。
- 犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNSの使い方に気を付けよう。

おとなは
- 子どもの居場所をつくります。
- 子どもが安心して生活できるまちをつくります。

子どもの最善の利益

子どもに関することをするときは、「子どもにとって最も良いこと」を一番に考えます。

たとえば
- あなたにとって何が最もいいことなのか、周りの子やおとなの人と話し合ってみよう。
- 子どもに関する市の取り組みについて調べてみよう。

おとなは
- おとなの目線だけでなく、子どもの目線に立って考えます。

意見を伝えられること

すべての子どもは自分の考えや思いを伝えることができ、おとなはそれを大切にします。

たとえば
- あなたの考えや気持ち、やりたいことを、おとなの人に伝えてみよう。
- 市や地域の活動に積極的に参加してみよう。

おとなは
- 子どもが意見を言える機会をつくります。
- 子どもの話を聞き、一緒に考えます。
- 子どもの主体的な活動を応援します。

差別されないこと

すべての子どもはどんな理由でも差別されず、子どもの権利を大切にされます。

たとえば
- 一人ひとり違いはあっても、みんな大切でかけがえのない存在です。自分のことも、他の子のことも大切にしよう。
- つらいことや悩んでいることがあったら、周りの人に相談しよう。

おとなは
- 子どもが心や体を傷つけられることがないよう見守ります。

保護者の方へ…… 子どもが健やかに自分らしく成長していくためには何が大切か、そのためにご家庭で何ができるかなどについて子どもと一緒に話し合ってみてください。また、ご家庭では解決できないと感じたことや、子育てについて不安に思うことがあれば公的機関や相談窓口にご相談ください。